

第24回熊本市公文書等管理委員会 議事録

1 日時 令和7年(2025年)5月22日(木)10時00分から

2 場所 教育センター3階 第1研修室

3 出席者(敬称略)

委員会委員 7名

上拂 耕生 (委員長/熊本県立大学総合管理学部 教授)

小粥 祐子 (崇城大学工学部 准教授)

小野 由起子 (株)熊本日日新聞社 論説委員)

坂口 眞理 (特定非営利活動法人 熊本消費者協会 理事)

鈴木 桂樹 (熊本大学 名誉教授)

原村 憲司 (弁護士)

樋口 務 (特定非営利活動法人 くまもと災害ボランティア団体ネットワーク
代表理事)

4 会議内容

- (1)委員の自己紹介、事務局職員の紹介
- (2)委員長及び副委員長の選出
- (3)熊本市公文書管理条例について
- (4)令和7年度(2025年度)スケジュール(案)について
- (5)熊本市公文書館コンセプト(案)について

5 配布資料

- ・00_次第
- ・01_資料1 委員一覧
- ・02_資料2 熊本市公文書管理条例について
- ・03_資料3 令和7年度スケジュール(案)
- ・04_資料4 熊本市公文書館コンセプト(案)
- ・05_参考資料1 熊本市公文書等管理委員会規則
- ・06_参考資料2 熊本市公文書管理規則

6 議事

議題(1) 委員の自己紹介、事務局職員の紹介

※事務局職員の紹介に続き、委員の自己紹介。

議題(2) 委員長及び副委員長の選出

(事務局) ここで、委員会の実施にあたり、委員長の選出をお願いしたい。委員長は、机上に配布の「熊本市公文書等管理委員会規則」第2条にあるとおり、委員による互選となっている。何か意見はないか。

(委員) 提案だが、委員長は、上拂委員をお願いしたいと思うがいかがか。

(事務局) 上拂委員を委員長に、という御提案だが、意見はないか。

(意見なし)

(事務局) では、ただ今の提案どおり決定ということでよろしいか。

(異議なし)

(事務局) ただいまご承認いただいたので、委員長を上拂委員をお願いする。続いて、副委員長については、何か意見はないか。

(委員) 提案だが、副委員長は、小野委員をお願いしたいと思うがいかがか。

(事務局) 小野委員を副委員長に、という御提案だが、意見はないか。

(意見なし)

(事務局) では、ただ今の提案どおり決定ということによろしいか。

(異議なし)

(事務局) ただいま御承認いただいたので、副委員長を小野委員にお願いする。

※上拂委員長、小野副委員長挨拶

(事務局) ここからの進行は、委員会規則第3条第1項により、上拂委員長にお願いする。

議題(3) 熊本市公文書管理条例について

(委員長) それでは、第24回熊本市公文書等管理委員会について、議事を進行する。本日は、委員会規則第3条第2項の規定により、委員の過半数の出席があり開催要件を満たしているので、議事に入りたい。まずは熊本市公文書管理条例について、事務局から説明をお願いする。

※熊本市公文書管理条例についての動画資料を視聴。

(委員長) 我々の仕事は、文書廃棄の選別が大変なものとなる。7月開催の委員会にて担当を決め、実際には8月末から9月に作業を実施する。
その他、質問や意見などがあれば、後ほどでも出してほしい。

議題(4) 令和7年度(2025年度)スケジュール(案)について

(委員長) それでは次第(4)のスケジュールについて事務局から説明をお願いする。

※事務局より令和7年度(2025年度)スケジュール(案)について説明

(委員) スケジュールは理解できたが、表2の公文書館に関する議題の内容について、意見がある。11月に予定されている「新型コロナ・地震関連文書」の取扱いについては、公文書館の整備にももちろん関わってくるが、廃棄文書の問題にも関わってくるため11月のタイミングで良いのか。(廃棄文書の審査と同時期に実施すべきではないか。)11月に予定しているのは何か意図があるのか。

(事務局) 「新型コロナ・地震関連文書」の取扱いについては、現時点において保存年限を10年としている。そのため、少なくとも今年度の廃棄に審査案件となるものはないと考える。11月の委員会にて、地震関連文書についての「ここからは廃棄してもいい」などの基準を作るなど、そういった議論を行い、今年度中に対応方針を固めていきたい。

(委員) 昨年度に廃棄リストのチェックをした際に、地震関連文書が入っていたが、対応はどうか。

(事務局) 各課よりリストが上がってきた際、事前に事務局で整理するが、誤ってまぎれこんだものと思われる。今後注意したい。

(委員) 公文書において紙媒体で残すべきもの、それを電子化して残すもの、電子化までは至らないが残すべきものというようなレベル分けはあるか。

(事務局) 今は電子化推進の動きがあるため、今後は電子文書が主流になるかとは思いますが、今は紙文書と電子文書が混在している状況である。また、紙でしかない文書を全て電子化するのは、時間や経費、人手の観点から現実的に難しい。

さらに、電子化した後にもともとあった紙文書を廃棄してよいのかという議論もある。どちらが原本かという議論もあり、そのあたりは整っていない。

(委員) 9月に予定してある議題の寄贈、寄託はどのような内容か。

(事務局) 寄贈、寄託等の基準が決められればと考えている。

(委員) 具体的に対象となる時期・年代はあるか。江戸時代のものなど古いものを想定しているのか。

(事務局) 特にはないが、地震に関係するものや永久にとっておくものなどを想定している。

(委員) 寄贈で思い浮かんだものとして、地震の際に自治会等で避難所運営を行った記録などは、残していくべきものとする。地震関連文書の取扱いと親和性があるのではないかと考える。そう考えると11月に一緒に考えるかもしくは早めに議論したほうが良いのではないかと考える。

(事務局) いただいた意見を元にスケジュールについては再考したい。

(委員長) 同時並行で検討することも可能だと思う。調整願いたい。

議題(5) 熊本市公文書館コンセプト(案)について

(委員長) それでは次第(5)の公文書館コンセプト(案)について事務局から説明をお願いします。

※事務局より熊本市公文書館コンセプト(案)について説明

(委員長) 説明にもあったが、本日の資料はこれまでの基本計画等を整理してまとめて提示したものであるとのこと。これで決定ということではない。法律や行政法をやっている立場からすると、市民の方をはじめ広く利用、活用していただき、管理し、親しんでいただくということであるが、ただこれに尽きるものではない。皆さんからの多様な様々な意見をい

ただきながらより良いものにしていきたいというのが今回の趣旨である。お気づきの点があれば意見をいただきたい。

(委員) 資料内最後の「参考:他都市公文書館の理念等」において、他の公文書館と熊本市とで異なっている点は、赤色で示されている部分か。もちろん中間書庫の機能を持つことが一番の特徴であると思うが。無理して、オリジナリティを出す必要はないが。

(事務局) 熊本地震など地域における災害は触れるべきだと考えている。これは特徴の一つ。公文書館へのアクセスが不便なところから、デジタル化を見据えたものになりたいと考えている。

(委員) デジタル化において、本市ならではの方法は考えているのか。

(事務局) 特になし。しかしデジタル化したい資料はたくさんある。市指定文化財など。優先順位をつけてやっていくべきものと考えている。

(委員長) 公文書のデジタル化はどこでもやっている。電子文書については、熊本市は進んでいると思っている。

他市において、川崎市はオンブズマン制度をいち早く導入し、知る権利の保障や情報公開など、そこに力を入れている。神戸市は震災からのまちづくりということもあり、地域特性として文化の創造やまちづくりの推進に力を入れている。本市は、目指す都市像として、上質な生活都市を掲げている。地震などの地域特性や目指す都市像の背景や、ここに置かれた政策課題などそのあたりを踏まえたものが入ってくる。

デジタル化の特色についても、どう違いがあるのかはわからない。専門的に何かやり方が異なってくるのかもしれないが。すべてのものに対して、デジタル化を推進していくことが必要だが、古い文書やそれに類するものなどデジタル化が難しいものもあると思う。明確な基準がない中、手探り状態であるが、試行錯誤しながら検討を進めたい。

(委員) 中間書庫の機能とはどういうものか。どういう流れで文書のどの部分を公文書館の中間書庫に保存するのか。行政はデジタル化を進めており、紙文書は少なくなっていると思われるが、中間書庫には紙文書だけを保管するのか。行政文書が実際どのように処理されているのかがよくわからないため、中間書庫との関係について知りたい。

(事務局) 中間書庫については、庁内各課が公文書を作成した後、1年間は各課で保管し、その後、総務課へ引き継ぐこととなっている。要は各課の手元から離れるということ。この際に本庁の地下であったり、出先の書庫であったりという場所に保管し、廃棄まで保管するが、現在各所20か所くらいでバラバラに保管されているものを、公文書館で集めて一括管理し、廃棄までを進めたいと考えている。

(委員) 対象は紙文書か。

(事務局) そのとおり。ただ、どれぐらいのペースで電子化が進んでいくのかは見えないが、このまま電子化が進められれば、ゆくゆくは中間書庫の分量というのは減っていくはずである。その代わり、特定歴史公文書等は紙文書で保存するため、特定歴史公文書等は増えていく。

(委員長) このコンセプト(案)はいつか改めて議論する機会はあるか。

(事務局) 提案だが、この時間では出なかった意見等もあると思う。本コンセプト(案)を各委員の方に持ち帰っていただき、他資料等も確認しお考えいただいたうえで、別途事務局からメール等で案内を行うため、こちらに意見をいただきたい。

次回の委員会で意見を反映させたものを示したいと思うが、いかがか。

(意義なし)

(委員) コンセプトは市民に示すものか。市の内部に示すものならばわかるが、市民に対して“市民に利用され続ける“という表現に違和感がある。おそらくここから読み取れるのは、実際に触れることができるとか、例えば学校教育に役に立つなど、行政の透明性が確保されているということを示したいのではないか。今言葉は浮かばないが”〇〇なので市民に利用される館に”のような表現がいいのでは。市側の意欲が言葉に出ている感じがある。

(事務局) 表現については、再考する。

(委員) なかなか周りの住民は利用しない。コンセプトはもっと住民目線で書くと良い。“親しまれ”といったやさしい言葉を使ってはどうか。

(委員長) “公文書館”や“資料館”などは固いイメージがある。海外の公文書館は市民、研究者などいろいろな人が来る。イメージでいえば、アメリカやヨーロッパなど。日本では、情報開示なども特定の人しかしない、これも含め課題である。

(委員) 東京都公文書館では、行政職員が政策立案するために来館するケースが多い。その利用のほうが一般のお客様より多い。

(委員) 公文書館の存在意義をどこに定めるか。行政の機能をここで果たすことも大事だし、このことを市民に理解してもらうことも大事。

(委員) それが熊本の公文書館の売りになっていくとよい。

(委員長) 職員が積極的に活用するのもよい。

(委員) 近隣の自治体にも利用してもらいたい。

(委員長) 市民と言いつつも、みんなのものであるから、行政職員も含んでの知

的資源であるため、多くの人に利用してもらいたい。

(委員) 一般の方がくつろげるスペースがあってもよいのではないか。暑いからふらっと入って資料を見るなどでもよい。特定の人たちしか近寄れないという雰囲気があるのもどうかと思う。

(委員) 全面土禁というのも入りづらいかもしれない。東京都公文書館では、クールエリアとして開放していた。

(事務局) 運用面でできる部分もあると思うので、公文書館に行きやすい雰囲気も作っていきたい。

(了)